

自宅療養者に対する医師会医師の電話等遠隔診療について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、新規感染患者の発生数は高止まりの状況にあるなか、保健所では、自宅療養患者の健康観察に注力してきたところである。

このたび、無症状者や軽症者及び入院待機者に対する観察のしくみを、東京都北区医師会の協力により構築し、患者の容態変化に早期に気づくことで重症化予防を図り、ひいては医療体制ひっ迫軽減の一助とする。

また、自宅療養中の患者の精神的不安軽減・解消を図る。

2 内容

保健所は、発生届を提出した医師に対し、当該患者の処遇（入院・入院待機・自宅療養）を連絡し、当該医師は、入院待機者を含む自宅療養者の自宅療養期間（約10日間）、原則として毎日（休診日をのぞく）、電話等遠隔診療に応じる。

当該医師は、患者からの架電が無い場合や、電話等遠隔診療の結果、対面での診療が必要な場合は、その旨保健所へ報告し、保健所が対応する。

また、救急対応が必要な場合は、その場で当該医師から消防に連絡し、その旨、保健所に報告する。

なお、発生届の提出医療機関が区外の場合、または積極的疫学調査により陽性が判明した場合は、保健所がPCR検査保険適用契約医療機関等に協力を求め、その医療機関が電話による診療等を行う。届出者がPCR検査センターの場合は、検査を予約した医療機関がこれを担う。

医事紛争等が発生した場合は、区は誠意を持って対応する。

3 対象者

電話等遠隔診療の希望者および保健所が必要と認めた者（入院待機者は必須とする）

フォローアップセンター（LINE等）による健康観察（65歳未満、単身、無症状者、基礎疾患なし等）除く

4 具体的な流れ

